

(様式 募-5)

仕様書（交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム）

1 募集するシステムについて

名称	交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム
数量と設置場所	①交付番号表示・受付呼出番号表示・待合状況公開システム…5ユニット 青葉・宮城野・若林・太白・泉の各区役所1階戸籍住民課窓口・待合スペースに各1ユニットずつ ②交付番号表示システムのみ…1システム 宮城総合支所1階税務住民窓口・待合スペース
機器仕様 (交付番号表示システム)	<p>●交付番号表示システムとは</p> <p>証明書等申請受付時にお渡しする番号札の番号をモニター表示するとともに、音声により呼出しするもの（現行の手続きは以下のとおり）</p> <p>①証明書等申請受付時に市民の方へ番号札をお渡しする。同一の番号のクリアフォルダ（A4サイズが入るもの・バーコード等付）に申請書を入れ、作成担当に渡す。</p> <p>②内容確認・認証等を経て出来上がった証明書を①のクリアフォルダに入れ、交付担当へ渡す。</p> <p>③クリアフォルダのバーコード等をスキャナーで読み取り、モニターに番号を表示させ、呼出音（チャイム）とともに合成音声での呼出しを行う。</p> <p>●概要（機材構成と機能）</p> <p>①表示モニター機能</p> <ul style="list-style-type: none">・42インチ以上の大型モニターに交付番号及び画面の上・下段に任意の案内文（メッセージ）の表示ができること（設置場所によってモニターのサイズが42インチに満たない場合は、市民局戸籍住民課と協議の上調整する）・交付呼出表示は、「4窓から30窓の5段自動切り替えで31以上は、30窓と30を超えた番号を交互に表示する」程度の機能（サーキュレート）を有すること・番号表示は呼出し順または小さい番号順のいずれかを選択できること・表示されている番号を自動的に再呼出しできる機能を有していること・番号表示と合成音声による音声呼出しを自動的に行うことができ、音声呼出しとチャイム音の入り切りをそれぞれに選択できること・バーコード等リーダー（スキャナー）及びテンキー入力等により、

	<p>呼出番号をモニターに表示、取消しができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付呼出番号表示システムを用いた発券機による番号券のバーコード等の読取りが可能であること <p>②モニター設定パソコン機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号表示枠の色、背景色、文字色の設定ができること ・サーキュレートの時間設定ができること ・案内文（上・下段）の設定ができること ・案内文はスクロール機能を有し、スクロール時間・間隔設定ができること ・再呼出しの時間設定ができること <p>③番号札・番号札付ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号札とファイルは、同一の番号及びバーコード等をそれぞれ表したものであること ・番号札に広告を印刷したものも提案可能とするが（ただし、印刷する広告は既に広告審査が済んだモニターで放映しているものとする）、広告を印刷したものと印刷していないものどちらを採用するのかについては、市民局戸籍住民課で決定する ・破損や汚損などで各区役所・宮城総合支所が交換を希望した場合、無償で新しいものと交換すること <p>④その他呼出用及び設定用機材等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼出しに必要な機材や、交付番号表示システムの設定などに必要な機材一式を備え付けること <p>⑤操作方法説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明書の添付のほか、設置場所の職員に対し各機能について操作指導を行うこと
<p>機器仕様 （受付呼出番号表示システム）</p>	<p>●受付呼出番号表示システムとは</p> <p>住民異動届出等のために来庁した市民の方に番号札を引いていただき、順番が来たら番号札の番号を窓口に設置した呼出表示機に表示し、呼出音（チャイム）とともに、合成音声により呼出しするもの（現行の手続きは以下のとおり）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市民の方が番号札発券機から番号札を引く。 ②各窓口で、呼出表示機操作盤を使用し呼出表示機に表示させるとともに、音声での呼出しを行う。（順に呼出すだけでなく、特定の番号を選択して呼出しする場合もある） ③②の呼出音が聞き取りにくい状況（混雑している場合など）の際は、ワイヤレスマイクを使用し肉声でアナウンスを行う。 <p>●概要（機材構成と機能）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①番号札発券機 <ul style="list-style-type: none"> ・発券する番号には指定の範囲の番号を設定することが可能であるこ

と。(3桁以上)

- ・特定の番号から始まる一連番号、窓口番号、発券年月日、発券時間、バーコード等、説明文等の印字設定ができること
- ・待ち人数を表示できること

②呼出表示機

- ・設置個所により設置方法を選択できるものであること(吊下げ設置、スタンド設置など)
- ・3桁以上の番号が表示できるものであり、各区役所待合ホールのレイアウト、広さに合わせて利用者が容易に視認できる大きさ、輝度を有すること
- ・電子音声用スピーカーを内蔵し、表示機ごとに音量の調節が可能であること(音量は待合ホールのレイアウト、広さに合わせて市民が容易に確認できる音量、音質を有すること)
- ・裏面の表示窓に待ち人数を表示できること
- ・窓口番号を前面に表示すること
- ・再呼出しの時間設定ができること
- ・交付番号表示システムと呼出音声の音質が異なるものであること
- ・設置後にも位置の微調整ができるようにすること

③呼出表示機操作盤

- ・操作に応じたファンクションキー及びテンキーのあるものであること
- ・操作盤ごとに、業務内容に応じたグループ番号の設定ができること
- ・操作盤に呼出し番号、待ち人数、グループ番号を表示できること
- ・順列呼出しができること(再呼出しが可能であること)
- ・一時保留ができること(保留がある場合は保留ランプが点灯するなど、保留中であることがわかること。保留した番号を再呼出しできること。保留中の人数の確認、複数の保留番号の管理ができること)
- ・呼ぶ必要のない番号の取消しができること
- ・表示している番号消去ができること
- ・番号の直接入力により呼出しができること

④待ち時間表示機

- ・「一人あたりの処理時間×待ち人数÷同一グループ番号の窓口数」による自動表示とすること
- ・各区役所待合ホールのレイアウト、広さに合わせて利用者が容易に視認できる大きさ、輝度を有すること
- ・裏面の表示窓に待ち時間を表示できること

⑤ワイヤレスマイク及びマイク用機材一式

- ・受付窓口で使用可能なものであること
- ・各区役所待合ホールのレイアウト、広さに合わせて市民が容易に確認できる音量、音質を有すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・音量の調節が可能であること <p>⑥その他設定用機材等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付呼出番号表示システムの設定などに必要な機材一式 <p>⑦操作方法説明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明書の添付のほか、設置場所の職員に対し各機能について操作指導を行うこと
機器仕様 (待合状況公開システム)	<p>●待合状況公開システムとは</p> <p>WEB上で各窓口の待ち人数、呼び出し中の番号が確認できるもの また、メールアドレスと番号札の番号を登録することで、呼び出し番号が近くなった際にメールを送信するもの</p> <p>●概要（機器構成と機能）</p> <p>①待合状況公開システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付番号表示システム及び受付呼出番号表示システムと連動し、WEB上で各区役所・窓口の待ち人数、呼び出し中の番号が確認できるもの ・交付番号表示システム及び受付呼出番号表示システムのデータをリアルタイム（30秒以内）で反映させること ・待ち人数、呼び出し中の番号を表示すること ・呼び出し中の番号が無い場合は、その旨を表示すること ・市民局戸籍住民課から要望された場合、アクセス数やアクセス元等の情報を記録したアクセス解析レポートを作成すること <p>②メール呼び出しサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼び出し番号が近くなった際に、設定したメール配信のタイミングで登録したアドレスにメールを送付できること ・メール配信のタイミング、メールタイトル、メール本文を窓口ごとに設定できること ・待合状況公開システムのWEBページから呼出しメールの登録ができること <p>③インターネット回線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合状況公開システムを使用するためのインターネット回線を敷設すること（光回線用ルータの設置等）
納期 (設置希望日)	令和4年1月31日までの閉庁日 詳細は別途相談の上決定する
納入場所	各区役所戸籍住民課・宮城総合支所税務住民課
広告の方法	モニターによる表示
広告スペース	交付番号表示システムのモニターとは別のモニター(交付番号表示システムのモニターと同程度のサイズのもの。別途調整の上決定する。)
その他 留意事項	①広告用モニター及び広告については下記の条件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市広告掲載要綱等を遵守すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告内に、広告である旨明記すること ・ 広告情報については、事業者において更新作業を行うこと ・ 広告の音声は無音でないものも提案可能とするが、無音か無音でないもののどちらを採用するのかについては、市民局戸籍住民課で決定する ・ 併せて本市行政情報の掲載も行うこと（本市行政情報の枠の中で、市民局戸籍住民課で使用できる枠を1枠分確保すること） <p>②システムの機材運用にかかる電気料金や通信料は提案者負担とする</p> <p>③すべてのシステムに関して、平日以外（土日・祝日）の開庁にも対応できるようにすること</p> <p>④今後、青葉区役所、若林区役所、太白区役所で大規模改修工事、泉区役所で庁舎の建て替えを予定しているため（期間・レイアウト未定）、窓口が仮移設した場合には稼働式のモニターで対応する等、広告収入は減額にならないようにすること（機器の移設に関する費用が発生する場合には、両者で協議のうえ決定する）</p>
設置担当課	市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ この仕様に記載のないことについては別途協議する ・ 添付の契約書（案）は、協議の上文言の修正を行う可能性あり ・ 添付の各区、宮城総合支所の設置希望位置は予定であり、設置位置等は別途協議のうえ決定する ・ 戸籍住民課、税務住民課の窓口来庁状況（仙台市区政概要） （参考）証明書等交付・取扱件数（令和2年度） 青葉区：242,854件 宮城野区：159,598件 若林区：126,305件 太白区：194,026件 泉区：167,947件 宮城総合支所：54,542件 （参考）異動届出・取扱件数（令和2年度） 青葉区：27,842件 宮城野区：21,910件 若林区：14,601件 太白区：21,081件 泉区：16,173件 宮城総合支所：4,132件